

EPRの誤解と  
デポジット・リファンドの限界

小島 理沙 Kojima Risa

神戸大学経済学部 非常勤講師、NPO法人ごみじゃぱん 事務局長  
神戸大学大学院経済学研究科後期課程在学中。同大修士時代にNPO法人ごみ  
じゃぱんを立ち上げ、現在に至る。廃棄物にまつわる社会的な影響等を研究。

## 拡大生産者責任制度EPR

2月号のおさらいになりますが、拡大生産者責任制度(Extended Producer Responsibility : EPR)とは「製品が廃棄物となった後のリサイクルの責任を生産者が持つ制度です。責任には、回収・処理・資源再生などを生産者が行うという物理的責任、回収・処理・資源再生などは他者が行い、費用を生産者が支払う財政的責任、制度を構築する制度構築責任などがあります。生産者に責任を課すことで、製品を設計する段階で廃棄物処理や資源再生をしやすくするような動機を植え付け、廃棄物の処理処分、資源再生にかかる費用を低くしようというもの」です\*1。

日本の各種リサイクル制度は、このEPRの考え方をベースに作られており、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法などが制定されています。

## EPRに関する議論の誤解

廃棄物管理の問題で、特に議論になるポイントは、処理や再資源化費用の支払いと負担の問題です。廃棄物の適正処理や再資源化のための費用を誰が支払うべきか、最終的な費用負担はどのようになるのかが国の審議会の中でも激しく議論され、紛糾します。例えば「EPRの原則のとおり、すべて製造者が(あらゆる)責任と費用を負うべきである」といった主張と、「適正処理

や再資源化のスキームを製造者だけが担うのは効率的ではない」といった主張が対立します。EPRは先ほど述べたとおり、スキームすべてを製造者が責任を負うものだとしているのではなく、物理的責任や財政的責任などがあり、それらをどのように組み合わせれば、発生抑制インセンティブが働き、かつ適正処理・資源化が効率的に運用されるか、廃棄物の形状や種類、市場の構成などを考慮して設計していくという考え方です。ただ、一見分かりやすい考え方であるかのように見えるため、そういった誤解も出てくるでしょう。

また、費用の支払いや負担について議論が紛糾する別の理由として、費用の第一次的な支払いと費用の最終的な負担が異なるという点が誤解されているためであると指摘されています\*2。つまり、たとえ生産者が費用を支払うとしても、その費用分については、製品価格を上げて転嫁しますので、負担は生産者と消費者で分担することになります。その割合は製品の性質によります。例えば、価格を上げても需要があまり減らない生活必需品か、価格を上げたら他のものに需要がシフトするような物(パンとごはんなど)かによって、決まります。したがって制度によって「支払者」を決めることはできますが、「負担者」を決めることはできないのです。

また、費用支払いの議論においても、「汚染者支払原則(Polluter Pays Principle : PPP)」が持

\*1 ウェブ版「国民生活」2月号 第3回「環境志向の消費生活考」  
[http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201602\\_07.pdf](http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201602_07.pdf)

\*2 細田 衛士「資源循環型社会 制度設計と政策展望」(慶応義塾大学出版会)

ち出されるケースもあります。PPPは、市場で意識しなければ、誰も負担しない環境負荷(汚染)にかかる費用を取引費用の中に入れる(外部不経済の内部化という)際の費用支払いルールを定めたものです。廃棄物問題では、誰が汚染者であるかは自明ではないことに加えて、現在の日本の廃棄物の適正処理や再資源化の費用負担のあり方に関する議論のポイントは、「より効率的な適正処理や再資源化を促進するためには、誰がどのように支払うべきか」ですので、外部不経済の内部化の議論ではないことは明らかなのですが、その点もEPRと同様に誤解されやすい部分であるといえるでしょう。

以上のように、EPRに関する議論は、社会の現実と理論とを当てはめなければならないため、部分的には誤解が生まれやすく、理解されにくい点多々あるようです。現実を客観的にみながら、理論との整合性を持たせていく作業が必要になります。



### デポジット・リファンド制度

デポジットとは、保証金や預かり金と訳されます。ある製品の購入時に、消費者に預かり金をいくらか上乗せし、使用後に消費者が指定場所に返却をしたときに、その上乗せ分が返金されるというしくみです\*3。一般的な商品では、飲料容器があげられます。

日本で最初にデポジット・リファンドが大きく注目されたのは、高度経済成長時に登場した缶飲料の発売に伴う空き缶の散乱が社会問題化したときでした。缶飲料を発売していた飲料や製缶のメーカーは、いかにして空き缶問題を解決するか、業界団体(現スチール缶リサイクル協会)を組織して、その対応策に乗り出しました。海外では、すでに缶飲料のデポジット・リファンド制度が導入されているところもあることから、日本での導入についても活発に議論が

されてきました。

一部地域では社会実験として導入を試みたところもありました。現在でも一部地域では導入されていますが、結果的には全国に広がることはありませんでした\*4。その理由としては、①販売者の理解や協力が必須 ②全体の管理コストの問題 ③売り上げ数減少へのおそれ、などが挙げられます。つまり、購入した店舗に容器を返却し、保証金を返還してもらうためには、店舗の協力が欠かせません。また、保証金を管理する人や組織または機械が必要です。それには当然管理コストがかかります。さらに、通常の販売価格より保証金分を上乗せしていますので、販売時に高く感じてしまい、販売数が減少するおそれがあるのです。その結果、デポジット制度の対象とは別の容器で販売される可能性も考えられます。ましてや、消費者がいくらぐらいなら返金を求めて行動するかについても、販売価格とのせめぎ合いの中で難しいところです。

こういったさまざまな理由があり、デポジット・リファンド制度の導入は進展しませんでした。そもそもデポジット・リファンド制度の目的は、散乱防止や資源回収が主なものですが、日本の場合、自治体と業界団体が連携し、空き缶拾い活動の支援や、分別回収のしくみづくり(効率的に回収ができるよう空き缶を圧縮する機械の提供など)を行い、分別行動の普及啓発を行うことで克服してきました。その後、容器包装リサイクル法によって、国全体で分別収集制度が整備され、住民への普及啓発などが全国的に広がり、今では、世界に誇る回収率を達成するようになったのです。

このような経緯もあり、現在においては、デポジット・リファンド制度の議論は下火になりました。

\* 3 国立環境研究所「循環・廃棄物の豆知識」  
<http://www-cycle.nies.go.jp/magazine/mame/201207.html>

\* 4 (財)社会経済生産性本部 エコ・マネジメントセンター「循環経済に関わる内外制度及び経済への影響に関する調査報告用資料(平成15年3月)」  
[http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/research/pdf/14fy\\_deposit.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/research/pdf/14fy_deposit.pdf)